

# IV 明治時代の前期



## 長野県の成立と酒屋の当惑

慶応三年（一八六七）明治天皇が即位して、王政復古の大号令を発し、ついで東京と改めた江戸に都を遷して、明治と改元、維新政府ができあがった。旧藩を次第に統合し、北信濃を一本にまとめて長野県ができ、南信濃に飛驒を加えて筑摩県がつくられたのは明治四年である。飛驒を除いて、その南北を合し、こんにちの長野県が発足したのは明治九年であり、各郡を南北、或は上下東西にわかつて、一六郡が成立したのは一二年であった。

かくて、天皇の名による中央集権体制が組み立てられたのであるが、県の下に郡、郡の下に区があつて、その下に町村がおかれ、区の中では戸長や副戸長が単位細胞として家々に結びつかつて、行政権を浸透させた。江戸時代から、庄屋や問屋、長百姓の家柄であつた酒屋の旦那衆は、おおかた新機構の区長、戸長、副戸長などを命ぜられた。新政府による役所が頻りに建てられ、学校が相ついで創立されるようになると、酒屋のカネ持ち連中は、そのふところを狙われて、建設委員にも加わらなければならなかつた。

たとえば、長野町の藤井伊右衛門は、そのことで遂に音をあげてしまった。片っぱしから何んでもかんでもやらされては、いかに天皇家のご命令にしても、本来の家業が潰れてしまうというのである。恐らくは、どこの地方でも酒屋衆の悲鳴があがっていたことであらう。

お恐れながら願上奉り候

第六十四区水内郡長野村 藤井伊右衛門

私儀昨酉年二月中召し出され酒造世話役仰せつけられ、畏れ奉り御請

け仕り相勤めまかり在り候処、同年五月中尚又召し出され長野村学校世

話方仰せつけられ、その上学校営繕出入候様仰せ渡され、短才不肖の私

彼是勤めかぬ候えども営繕落成までと相心得勉強仕り居り候。然る処本

年二月中父隠居藤井休治も召し出され、県庁御新築につき郡中代表仰せ

つけられ是又日勤仕り、同人儀是迄私外出仕り候留守中は隠居にても家

事添心も致し呉れ候えども、当今毎日出勤に候えばその儀も相叶わず、且伴儀も未だ幼年にて学校生徒修学中に候えば、親子孫三人とも外出仕り候て家族の男子一人も居合わせず、家事用向は勿論家業向手廻り兼ね活計の道にも差し支え申し、心痛至極に存じ奉り余儀なく恐れをかえり見ず嘆願奉り候何卒前題の趣御賢察なし下され、伴儀成長仕り手代り相

成り候迄私儀酒造世話役学校世話方両様とも御免仰せつけられたく、幾重にも御憐愍の御意願上奉り候。

明治七年五月

長野県参事 榎崎寛直殿

もつとも、維新政府は、彼らに負担だけを仰せつけたのではない。地主酒屋にとって土地は最も重要なものであったが、新政府の地租制度実施によって、その所有権が確立された。江戸時代の後期以来、在郷商人たちは大きくその所有地をふやしていたが、法制上は土地の永代売りが禁止され、農民の土地所有権を制約していたので、厳密な意味からは、持っているようなものではないものであったし、そこに作付くべき耕種も自由にはできなかった。

そのような土地に対して、明治元年、太政官が「拝領地並に寺社等除地のほか、村々の地面はすべて百姓の所有地たるべし」の指令を発し、ついで四年には、石代金納の自由を認めて、一般租税金納の端緒をひらき、同時に土地の自由売買をゆるし、なんでも自由に好きなものを栽培することを認めためたのである。

そしていよいよ、革新的な地租改正にむかった。天皇の名による全国統一の政治をおこなうためには、幕府時代のように各藩勝手な徴税はゆるされなかったし、不規則不安定な不均一もゆるされなかったからである。即ち、一定の標準に課税する方式となった。それぞれの土地からあがる一年間の米穀を、その地方における米価に換算し、これをその土地に生ずる利子と見なして、その元金を以て地価とし、地価に対して百分の三の地租を金納する仕組みであった。

勿論、この大改革は抵抗なしにおこない得たものではない。六年から九年にかけ、全国的に、一筆毎に地価を査定するというこの作業は大変なことであったし、未長く農民の死命を決するであろう課税基準が、果してどう決められるかは地主たちにとっての重大な問題であったため、いたるところで抵抗がおこり、難関を乗りこえて敢行された。

しかし、この制度が実施されたことによって、地主は小作人から物納される高率な年貢米を、年々高かまりゆく時価で売った上、定着された低率の税額を以て金納することができるようになったのである。かくて、有利な地主保護政策がとられ、地主と小作人との宿

命的な在り方が始まり、旧封建性を温存しながら、太平洋戦争後における農地解放まで続いていくのであった。

この保護政策に守られて、地主酒屋の中の才覚あるものは、益々その所有地を拡大し、営業を繁栄せしめていった。勿論、地主階層の内部において、激しい興亡盛衰がおこらなかつたわけではない。資本主義経済へのあけぼのをむかえて、時勢のバスに乗り遅れるものもあつたし、先きを急いで振りおとされるものもあつたからである。

## 父祖伝来の酒株遂に解放さる

維新政府の酒造対策は、明治元年「当辰年の儀、国により戦争或は風水の災などこれあり、米価沸騰、諸民難渋の趣につき、当分指図あるまで酒造差止め候」の号令を発するところから始まつた。同時に、今後とも酒造を営もうとするものは、この際、伝来の元高鑑札を一旦改め、新たに一時冥加金を百石につき二〇両ずつ納めなければならぬことをいい渡した。

差上申す御請証文の事

(藤井文書)

明治元辰年九月

善光寺西之門酒造人 藤井伊右衛門

一、酒造米稼御鑑札

郡御役所

今般御一新に付酒造御鑑札御改めの儀、朝廷より仰出され、書面の鑑札御渡しなし下され、元米、掛米、糶米、造米百石につき金二十両宛上納仕るべき旨仰渡され、有難く承知、畏れ奉り候。よつて御請証文差上

前書の通り当町酒造人伊右衛門召出され、御鑑札御渡し下され置き仰せ渡され候趣承知、畏れ奉り候。よつて奥書印形仕り候。以上。

奉り候。よつて如件。

右町庄屋 彦左衛門

維新政府は成立したけれども、まだ行政機構が確立していなかつたため、この鑑札は各地それぞれに旧藩の役所から出された。戊辰

戦争のあとであり、遷都や新政権樹立ですっかり財政が窮乏していた政府は、当面、とり急いで酒造鑑札を改め、冥加金をとり立てようとしたのであるが、酒屋衆としても戦後の激しいインフレに追っかけられ、殊に、酒造禁止のさ中だったため、一応、鑑札をうけてみたが、二〇両という高額の冥加金には忽ち行きづまってしまった。

お恐れながら書付を以て願奉り候

御一新につき造米高百石につき金貳拾兩宛の割合を以て御上納仕るべ

御上納仕るべく候間、何卒厚き御憐愍を以て右願いの通り御聞濟みなし  
おかれ候様ひとえに願上奉り候。以上。

き旨仰せ出され候につき、精々金子才覚仕り候えども、差し向き調達何

慶応四年九月

善光寺西之門町 伊右衛門

分行届き申さず難渋当惑仕り候。何とも恐れ多き御儀には御座候えども

横町 茂右衛門

格別の御慈悲を以て、右上納金当十二月上旬まで御猶予成し下しおかれ

郡御奉行所

大門町 与右衛門

たく願上奉り候。然る上は幾重にも才覚仕り右期限いささかも相違なく

この陳情は勿論許されなかったが、それだけではなく、翌年には、鑑札冥加金こそ一〇両に引き下げられたけれども、新しく清酒百石につき一〇両、濁酒七両の造り冥加がかけられてきた。御一新の政治に、大きな期待をかけていた業者にとって、相次いで打ち出されるこれらの課税は、まことに期待はずれであり、絶望にひとしいものであった。

殊に、明治二年になっても、小諸藩などでは領内不作のため、なお酒造りを禁じ、酒造道具いっさいを封印してしまったりした。それでは全く喰って行けないので、茂田井村の酒造人大沢市郎右衛門は、やむなく、多少の造り込みを許されていた他領内の親類から融通してもらい、細々と小売りで生計を立てなければならなかった（大沢文書）ほどである。

しかし、それらの当惑や期待はずれも、明治四年（一八七二）に、父祖伝来の酒株が全面的に解放されてしまった時の驚きにくらべれば、ものの数ではなかった。その年、新政府は、さむらいの特権であった苗字を解放して、すべての人民にひとしく苗字を持つ制度を布き、或は旧時代、一部のものの特権となっていた漁場をあまねく解放したのと同じように、酒株も解放したのである。免許料と税金さえ納めれば、誰れでも、どこでも酒造業ができるようになった。

当時、信濃には五、六百人にのぼる酒屋があり、いずれも天保以来四〇年間にわたって、厚い木札でつくられた酒造鑑札（明治元年にいったん改め）を家宝のように持ち伝えていたのであるが、もはや全く無用のものとなり、旧来の業者も、新しく始めるものも、すべて

新政府の鑑札をうけ直さなければならなくなった。同時に、全国統一の酒類税則が發布され、このときを以て「冥加金」の名称も「酒株」の呼称も姿を消し去り「税」の名が始まってきたのである。

醸造御布告文

清濁酒醬油醸造株鑑札渡し方、ならびに税則の儀、これまで一定の成規これ無く、間々無鑑札にて自醸なし候向もこれあるやの趣。元來収税はその年を修治するの要費に供するの儀に候処、右様税則及び取締方法紛雜いたし候ては、その弊害少からざる儀につき今般改めて国内斉一の規則別紙の通り確定相成候条、自今以後無鑑札にて醸造相成らざるは勿論、従て成規に違ひ犯違これなきよう各管轄庁において取締致すべく候事。

明治四年七月

太政官

一、今般清濁酒そのほか銘柄酒類ならびに醬油醸造御定税則御改正仰せ出され、従前の株鑑札すべて廃止いたし、更に免許鑑札大蔵省租税司より引替相渡すべく、これまで渡置き候鑑札は残らず府県管轄庁において取まとめ、当末年十月限り差出すべき事。

但、鑑札一枚ごとに造人国郡村名前書小切れに認めかつその管轄庁印を押し鑑札相添え差出すべき事。

一、これまで分け株と唱え一株を二所或は三所に分け候者これあり候趣、右は自今禁止の事。

一、右分け株を以て醸造致しおり候者、今般改めて相願い候わば新鑑札下渡し候間、願人姓名書相添え前同様差出候べき事。

一、向後新規稼ぎ致したき望みの者は、その所轄官庁に願出次第姓名そのほか前同様取調差出すべき事。

一、右免許鑑札所持のもの、以來石数の定め限りこれ無く、醸造の手續は、その年の造石凡その積り石数銘々の力に応じ造り主より、八月三十日限り申立て各官庁においてその年柄勘案の上醸造石数差し定め、造り高免許鑑札相渡しおき、総体取りまとめ石数名前等巨細に認め分け、十月中大蔵省租税司に相届くべき事。

一、造石免許の鑑札は年々稼人へ下げ渡し方、各管轄官庁において造込石数聞き届け候節別紙雛形の通り認め相渡し申すべき事。

一、免許料造高免許税そのほかすべて各管轄庁において綿密に簿冊に記入し、稼人幾個免許料何程造込石数何程造高税何程と、各醸人名を明細に認めわけ候調書右収税金に相添え、年々十二月限り府県とも直ちに大蔵省へ相納め申すべき事。

一、管内若し密造の者これあり候えば別紙規則に従い科料申しつくべく右手續は調書を以てその節相届くべき事。

明治四年七月

民部省

大蔵省

清酒濁酒醬油鑑札収与ならびに収税方法規則

第一則

一、新規免許鑑札願受け候者は免許料となし、清酒金十兩濁酒は金五兩醬油は金一兩一分宛相納むべく、もつとも味淋白酒はそのほか、銘酒類は清酒の通りたるべき事。

但、古鑑札引替えの分は免許料に及ばず候事。

一、免許鑑札は来る申年より毎年八月、その管轄庁において相改め申すべく、万一焼失流失或は盗難等にて失い候者これあり候節は、事実取りただし手続書を以てその段租税司へ申立て、更に鑑札相下げ申すべき事。

但、焼失等にて更に鑑札相下げ候えば、新規願受け候節の免許料の半高上納致すべく候事。

一、造り高の多少にかかわらず、清酒は稼ぎ人一個に付金五兩濁酒は金一兩二分醬油は金三分宛、当未年は十月、来る申年より毎年八月鑑札改めの節免許税として相納むべく候事。

一、造り方を休業いたし候者も当未年は十月、来る申年より毎年八月鑑札の改めを受け申すべく、その節御定則の免許税相納むべき事。

### 第二則

一、免許鑑札売買いたしたき者は、双方村町役人ども連印を以てその管轄庁へ願出で、不当これなく候わばその庁において別紙雛形の通り継紙証文いたし免許致すべき事。

但、買請人国郡村名前書相添え管轄庁より租税司へ相届くべき事。

一、右鑑札売買の節証印税として売代金高百分の二但、十兩に付永相納二百文申すべき事。

### 第三則

一、毎年免許鑑札改めの節その年の造り高申立て、造高免許の鑑札相願うべき事。

但、当未年は免許鑑札引替え以前につき従前の株鑑札を以て申立つべく、来る申年よりは今年渡し置き候造高免許鑑札へその年の造り高

を別紙雛形の通り小切れに認め糊付けいたし差出すべき事。

一、右の如く当年造込願ひ方認め添え候昨年の造り高免許鑑札は、八月限り差出し候えば各管轄庁において、その年柄を察し、国内の惣造高に見くらべ詮議の上相定め、九月限り別紙雛形の通り造高免許鑑札相渡すべき事。

但、本文鑑札はその管轄庁において製造いたし候儀と心得候事。

### 第四則

一、清酒は造り高改めとして時宜見はからい、管轄庁より巡見造高相改め申すべき事。

一、濁酒は時々醸造致すべくにつき支配役人の見分に及ばず、造込みの都度醸造致すべくにつき村町役人どもにおいて見分いたし、綿密に相改め造り高免許鑑札の數に過ぎざるよう取締るべき事。

### 第五則

一、清酒ならびに銘酒類味淋白酒等生酒代金五分但、金百兩に付金五兩その前々年の酒価平均を以て醸造税となし、毎年八月造高免許鑑札相預候節納金高書き出し為し、十月中相納むべき事。

一、濁酒は右同断の三分但、金百兩に付金三兩前同様の振合を以て相納むべき事。

一、醬油は前同断の五厘但、金百兩に付金二分右同様の振合を以て相納むべき事。

### 第六則

一、免許鑑札これ無く自己の利益をはかり、商売のため密造いたし候者相現るゝにおいては、すべてその品取上げ銘酒は造高百石に付金七十五兩一石に付金三分濁酒ならびに醬油は造り高百石に付二十五兩一石に付金三分の割合を以て料料申しつくべ



き事。

一、その年の造高免許鑑札願い受けず、勝手に醸造いたし候者相現るゝにおいては、その醸造の品は勿論、かねて相渡しおき候免許鑑札をも取上ぐ、かつ科料として清酒類は造高百石に付金二十五兩濁酒は百石に付金十兩一石に付永百文の割を以て取立て申すべく候。

一、過造致し候者はその過造分を取上ぐ、清酒銘酒類は造高百石に付金五十兩一石に付濁酒ならびに醬油は造高一石に付金二分の割を以て科料申付つべく候。

但、取上ぐの諸品ならびに醸造の分とも入札払い申しつくべき事。

第七則

一、右様取締り相立て候については、向後規則にそむき候取りはからいこれ有り候者はすべて定則の科料申しつくべく、もしまた村町役人等にて醸造人の願いに不正の取りはからい候か、または不正の筋と存じながら見逃し候事共これ有り相現るるにおいては相当の咎申しつくべき

事。

一、稼人ども不正の筋これ有り候を見つけ、訴書候者へはその品々に従い相当の賞譽これ有るべき事。

一、科料金ならびに取上げ品払代惣高百兩までは五分返し、一兩以上は三分返し、但、百一兩なれば百兩までの五分と一兩の三分を合せ金五兩永三十文の割取扱い候者または訴書候者へ褒美ならびに手下下され候につき、管轄庁において相当に配給致すべく候事。

右の通り規則相定め候間各管轄庁において成規に照準し取締り致すべく、収税および科料金等の儀年々精細に調べ簿冊に記載し、その年十二月中府県共大蔵省に相納むべき事。但、本文規則相立て候については、府県とも一ヶ年試しの上申し立つべく候。

明治四年七月

民部省

大蔵省

酒株を解放すると同時に、醸造高をも無制限にした。酒株の場合には各醸造家の造石米高が半永久的に決められており、年々の豊凶にしたがって、その元高の何割造りにするかを指令を發していたのであるが、今度は、各業者が年々の造り見込みを立てて願出れば、各府県知事はその年の豊凶に見合つて勘案の上、年ごとに、適宜の高を許す仕組みになった。

新立の納税思想を徹底し、税金を遺漏なく取立てるためには、郡の大小にしたがって二、三のブロックに分ち、それぞれの区に酒造世話役（のち組合頭取と改む）をおいて、官の収税に協力せしめると共に、仲間吟味だけでは信頼がおけないので、密告制度を設け、褒賞を与える方策をとった。

思えば、幕藩政治の行き詰りに絶望し、ご一新を期待して、討幕運動への協力をも惜しまなかつた在郷商人たちであったが、維新以来の、とかく意に満たない酒造対策が、遂に酒株の解放とまでなつてしまつたのだから、父祖伝来の酒造人たちには決定的な衝激を与

えた。戸倉村の酒屋坂井賤雄が、善光寺の同業に宛て「ご同様迷惑のことに御座候えども、今更ら余儀なきことに御座候」(藤井文書)と手紙を書いたのも、その頃である。

### 東信濃の業者ら決死の反対

酒株解放の報をきいて、県下の旧業者たちは騒然とした。維新早々の旧株改めるとき、彼らは、持株百石につき二〇両という高額な改め料を支払い、祖業の継統をゆるされたのであった。実状からいえば、当面、そんなに高い料金を払ってまで酒造りをする能力はなかったのだが、新政治への期待から、将来を展望して、無理な持高を願出し、当面の犠牲において前途の権利を保有しようとしたのであった。それが三年もたたないうちに、すべて無駄になり、誰れでも勝手に、しかも無制限に造れることになったのだから、騒然としたのも無理がない。

旧来からの酒屋の経験にしたがえば、無制限な酒造りが忽ち米価のほん騰を招き、その上、価値の暴落を来たすことは明らかであり、その困惑を補うために、ついには密造にまで走るであろうことを知っていた。そこで、まず東信地方の旧業者たちが立ちあがった。佐久郡三塚村の勘三郎、下桜井村の治郎三郎、漆戸村の五郎、小県郡崎田村の伴二郎、和田村の瀬吉らが先頭に立って七〇余人の業者が結盟し、酒株解放の太政官布告が発せられた二ヶ月後には、早くも長野県令に次のような反対嘆願書を手交した。

お恐れ乍ら書付を以奉願上候

(白田、橘倉文書)

当県御管轄信濃国佐久郡小県郡村々酒造人惣代三ツ塚村勘三郎、下桜井村治郎三郎、漆戸村五郎、崎田村伴二郎、和田村瀬吉願上げ奉り候。今般清酒株、従来ならびに新規望みの者には願ひ次第御免許、そのほか年

々の醸造高御免許税等御布告の趣拝承仕り候。就いては、濁酒以下の儀については同業に非ざれば申上ぐ奉る儀これ無く、唯清酒の儀につきは御一新以来御改正に相成り、在来株高御書替えの分は高百石につき金二十両、増嵩の分には高百石につき金百両の割合を以て上納仰せつけら

れ、これ、永世の御確立にて醸主永業の基礎と相心得有りがたく上納仕り候。中には微力にて、当分増醸成り難くとも後来のためを思つて増嵩を願ひ、または高多くして力不足の者、たとえば千石の高にて年々五百石を醸し、残高五百石は私に休業仕り居り候者も、後来時節至り力足らんことを慮り減高も願わず精々尽力、そのまま御書替え願ひ候者もこれ有り、石高御鑑札頂載仕り居り候処、今般高の多少を論ぜず御鑑札一切返上仰せつけられ、承知、畏れ入り奉り御返上仕り候。

なお新規開業願上げ候えば、金十兩の株にて御免許仰せつけられ、株の新古を論ぜず、今後醸造高は醸主の力に依りて随意に申立て、その年柄に従て相当の免許仰せつけられ候儀にて、御一新以来上納仕り候税金の効にては御免許料十兩を御宥免下しおかれ候のみにて先般御改正済み候。株主共従来同業を以て活計を相立て候処、先般の御改正にては、兼ねて御熟知の通り山高く辺僻の土地にて、既に一昨已年の如く凶作の節は南京米等運送仕り候ても洪費補う手段御座無く、食用の元すら少なく、右等勘考仕り候えば、たとえば御管内にて一万石七十人にて醸酒仕り候処、御改正に相成り、惣括高増加は勿論に候えば数百人にて醸造いたすことに相成り、米穀空しく相費え、費用相かさみ、詰り国の疲弊に相成り、これまでの醸主どもは家業を失ひ候同様に、日夜嘆息まかり在り候間、今般新規御免許相成らざるよう、その御筋にて仰せ立てられ度く愁願奉り候。右は海外御一統の御法則にもとり候儀につき、卑賤微職の私共深く恐縮仕り、数名を以て願上げ奉り候えども、ただ私共連署数名のみならず、海内同業の者共有りがたく、大概同意ならんと推察仕り候て、お恐れながら小民に御憐恤を垂れ賜りたく愁願奉り候。

明治四年九月

長野県御影御役所

議定一札の事

今般酒造御鑑札廃止仰せ出され、新規酒造株御差許しに相成り、右につき御影御庁下佐久郡小県郡古株酒造人一同相談の上、別紙の通り惣代を以て嘆願仕りたく取り極め候処相違これなく、然る上は右一体につき入費いか様に相掛り候共株数割を以て出金仕るべく候。依て仲間一同連印議定一札くだんの如し。

明治四年九月十八日

御影新田	長谷川九重郎	長久保宿	竹内周造	同	遠山新太郎
横根村	糊沢三郎治	児玉村	土屋市平	北相木村	菊地喜重郎
原村	井出浦吉	借宿村	土屋作太郎	畑村	佐々木滝蔵
高野町村	高見沢吉平	同	善一	白田村	井出清内
中小田切村	油井要造	下小田切村	土屋七郎	中桜井村	白田哲源太
大沢村	木内清平	根々井村	大塚平作	志賀村	中沢領作
入布施村	荻原駒吉	布施村	土屋伝太郎	市村新田	小根九郎右衛門
内山村	駒沢儀右衛門	平賀村	岩崎善重郎	同	北沢金助
海瀬新田村	嶋崎治郎	大日向村	小須田義郎	崎田村	内藤太平
崎田村	黒沢伴二郎	同	青沢平三	樋口村	上村久蔵
馬流村	土浦敬三	小海村	黒沢源蔵	同	市郎右衛門
	中村文蔵	春日村	春原喜平	小平村	小山基吉
下村	茂木儀右衛門	上海瀬村	伴野善之丈	新津	多仲
田ノ口村	高橋三治	同	小林瑞助	平塚村	今井宇蔵
桜井治郎右衛門	三塚村	箕輪勘三郎	下桜井村	桜井治郎三郎	

下桜井村	北沢幸治郎	和田大門村	内田新作	和田宿	羽田作弥	小田井宿	窪田留弥太	同	○沢金治	森村	小林飯藏
和田宿	翠川瀬吉	長久保古町	児平甚藏	古町	須藤平八	赤岩村	金子嘉右衛門	矢沢村	神津熊五郎	同	寺崎五郎
古町	柳沢	腰越村	金山信一	萩久保	中村勝太郎	東上田村	田中新太郎	新屋村	荒井小三郎	根津西町	落合作左衛門
萩久保	中村市十	長瀬村	今井八左衛門	同	春原儀右衛門	新張村	塩川勇吉				

「どんなに金がかかってもいいから、目的を達成したい」と連判し、惣代四人を送り出した。全員大挙して県庁に押しかけるところであったが、折から、各地に百姓一揆や賈金騒動が頻発している時だったため、一揆と見なされることをおそれ、代表だけを送ったのである。そして、この嘆願は結局容れなかったが、しかし、三塚村の箕輪勘三郎はなお引下らず、翌十月、自分独りで次の如き建白書をしたため、こんどは大蔵卿井上馨に直訴した。すべてが、天皇の名において行われる政治に対しての批判攻撃は、その罪万死に値すると考えられていた時代だから、勘三郎は建白書の最後に、敢て「尊上を冒読す、その罪万死、謹しんで誅せらるるを待つ、頓首百拜」と結んだ。

鑑札に石高有無の利害を論ず

(長野県史料)

醸者各石高甲乙ありと雖も皆永世の定数あれば何町村某は高何石たること近隣庶民漸々聞知り、若し法を犯す者あれば自然近傍の見聞に依て相現はれ、官の検査を経ずして正犯知り易く、故に犯す者無し。石高永世の定数無く其年々に数を定むるときは、近隣庶民知る者寡し、若し法を犯すと雖も官の検査に非れば正犯知り難し、故に犯す者あらん。又八月中其年醸造の望高を申立させ、国内総括を其年柄に照準するときは醸造の高を許すは九月中ならん。而る後醸造するとせば、新酒熟成は十月末に至らん。若し醸主古酒の貯無き者は職業を休まざるを得ず。然るときは成す能はざるに非ずして、成さざらしむ故に堪難きの情実より密醸の意生じ、法を犯す者あらん。若し又醸造高免許以前醸造を始むる者苦

しからずとせば、たとえば千石を望願し免許以前三四百石を醸し、其年柄と望願総括の多少とにより千石望願の者へ二百石若しくは二百五十石を許すとき、望願の数に超過せずと雖も己に免許の数に過すれば則ち犯罪たるべし。是亦憐む可きに非ずや。此害を除かんと欲せば、其国郡の地出穀の国入穀の国又海岸にて各国の穀出入するの地に就き平年に照準し一國一郡の総括高を確定し、従前の如く各株高を定め、新規開業或は増高を請ふ者ありと雖も其国郡の総括高に超過せざることを要し、而る後其年々の豊凶に従て株高幾分造を八月中に許さば、其年幾分造りたること亦庶民聞知る故犯す者無らん。

醸者の衆寡に因て税の増減并官費の多少を論ず

収税は其事を修治するの費用に供することとよりなり。然るに海内

飲喫する酒量は自ら際限ありて、醸者衆しと雖も醸造高倍加する者に非ず。然れば分合税金百兩に付五兩の増減は醸者の衆寡に因て多少あるべし。又新に業を開んと欲するに倉庫器械を設くるの費用多し、之に比すれば何ぞ百兩未滿百石に付金百兩を以て許しとし百兩と拾兩の差の料金を恐れんや。若し又料金の多少を恐るる者あらば業を遂る固より能はざる者ならん。然れば一郡の内に百石に付百兩をも厭わず新開業を望む者十人あらんのに、一個十兩として料金の少きを欲して望む者百人には過まじ。是亦醸者多しと雖も免許料多からざるか。又新開業を望む者百石に付百兩の割合を以て許すとし百石以下にては業の成らざること必せり故に百石未滿の縦ば百石より五百石に高は御一新爾來百石に滿るまで改むべきを命ぜられたり。概ね百石五個二百石三個三百石四五百石各一個二千石余に至るを請う者十人ありとせば、概ね石四百石五百石各一個二千石余に至る免許料金二千兩余なり。一個金十兩にて許すとき二百余人に換る十人を修治すると、二百人を修治すると修治の難易官費の多少計り知る可し。

凡情信と不信とを論ず

御一新爾來御改正にて新規株は許さざるを自今高一石に付金一兩の割合を以て百石以上を許すとせば、新望の者も御仁政を仰ぎ古株の者も恨み無し。一個金十兩を以て許すときは、新望の者は得かたき幸となり古株の者己年御改正にて古高改めその分は百石に付金一千兩新に増加する分は百石に付金百兩の割合にて、醸者は偏に永世の基礎と心得小高の者は当今増醸は減

しかし、この建策もまた政府の容れるところとはならず、大蔵卿井上馨の名を以て、長野県令に対し「箕輪勘三郎建言の趣は御採用相成るべき筋にこれなく候間、申立つの儀は当今国力にも関係いたし、聞き及び難き次第なれば、その年柄勘案の上造石高適宜免許致すべき旨、厚く説明なさるべく候」との回答になって、差し戻された。

し難くとも後來の爲を思い、高を増し又高多にて力足らず千石の高にて累年五百石を醸し残り五百石は私に体造せし者も後來力の足んことを慮り、減高もせず其儘改め未だ三年を出てすは意外の愁を受るならん。是御仁恤と雖も倚つて中ならざるに似たり。又百石に付金百兩にて増加し、千石に付金二百兩にて改め各許し置きし株を廢し、只十兩の免許料を宥すときは、醸者等御太政に対し狐疑なかるべからず己年御改の度上野国は古高改め新増加高共に百石に付金十兩のよし又新規株も成る独り其業人のみならず凡庶も亦狐疑を懐かん事計り難し。又年々醸造高を許すに、其年柄により千石望願の者へ七百石若しくは五百石若しくは三百石を許す年あり、若し奸商詭計を行ひ今年三百石を醸さんと欲するに年の豊饒ならざるを知り、詭つて千石と望願し三百石の許しを受ることあらん。又年凶ならずと雖も衆皆多過を望めば免許の減なし。故に欲する所を望むと雖も詭つて過度を望む者あれば、詭る者の為に正者も共に減を受ることあり。然るときは利を欲するは固より商売の常なれば良商も亦終に詭計を行うに至るべし。右卑賤不肖の微軀を以て朝廷の御為と存じ、敢て愚論を上り以て尊上を冒瀆す、其罪万死、謹て奉待加誅、誠恐誠惶頓首頓首、百拜敬白。

明治四年十月

信濃国佐久郡三塚村

箕輪勘三郎清頭花押

### 県内の酒屋千数百に達す

酒株が解放され、誰れでもが創業できるようになると、村々の有力な地主たちが競ってそれにむかった。資本主義経済のあけぼのをむかえ、産業革命へのれい明をむかえた明治初年の、政治の合言葉は富国強兵であり、商工業の振興であった。それに躍って、西欧式をとり入れた器械製糸工業へ、横浜開港場をめざす商業へ、銀行業へ、もろもろの醸造業へ、或は町場へ出ての商店開業へという風に、農村に蓄積されていた地主資本が一斉に出動を始めたのであるが、その中で、酒造にむかうものも少くなかったのである。

成金を夢見る地主連中にとって、白米一升が三升のモロミになり、その一升が五升の酒になるのだから、一升の米が五倍に売れる勘定だときかされる酒造りは、大きな魅力であったに違いない。たとえば、明治十一年、北佐久地方には五二軒の酒屋を数え、水内郡田子村（長野市）では、たった七〇余戸の村内に新旧八軒が出現した。

旧長野県（北信地方）では、酒株解放によって、新旧二七〇人ぐらゐの出願者があるだろうと予想し、それだけの鑑札を用意していたが、六年には六三七人に達したのを見て驚き、筑摩県（南信、飛騨）でも六七二軒を数えるに至った。したがって、明治九年、両県を合併してこんにちの長野県が成立した頃には、県下の総数一千数百軒が出現していた勘定である。これを見て、当時の新聞が「酒株の解放以来造り酒屋激増し、共倒れの勢いなり」と報道したのも無理はない。

南北信を合して長野県が成立したとき、県では、管下全町村の歴史、人口、物産の総調べをおこない『長野県町村誌』を編集したが、その中に村々の酒造高と、その販路が報告されている。その頃はまだ、東西南北上下などの郡別はなかったが、こんにちの郡別になおして、各町村の状況を見ておこう。

県内の酒屋千数百に達す

町村名	産額(石)	販路
下水内郡 三、二八〇		
上今井 一二〇		近村
永江 四七		同
飯山 一、二九〇		同
緑 八八		同
照里 一四八		飯山
常郷 二〇五		高井、埴科
豊田 一八二		飯山、越後
照岡 一四〇		野沢温泉
北信 五〇		境村
上水内郡 七、八九二		
風間 八四		近村
高田 一二五		同
中御所 八〇		同
古野 六一		同
吉田 二八〇		長野
三輪 二四〇		近村
上松 一五〇		長野
安茂里 四九〇		西山中
妻科 九〇		自村
腰 三八		同
長野 四二二		町内
栃原 八〇		自村
日影 一一〇		同
鬼無里 一二〇		同
戸隠 七〇		近村
豊岡 五〇		自村
信岡 八二〇		近村
越道 三〇		自村
稲丘 五〇		高府
柳原 三五〇		近村
下駒沢 九〇		自村
南郷 二五〇		近村
石 七〇		長野
豊野 一〇〇		須坂、綿内
田子 九五五		長野、近村
牟礼 三四〇		近村
古間 五〇〇		長野
柏原 一、二〇〇		長野、近村
大倉 二二〇		自村
倉井 三六七		長野、近村
善光寺 九〇		近村
芋川 一八〇		自村
上高井郡 一、九四五		
仁礼 一〇〇		近村
栃倉 四〇		自村
園里 一一〇		近村
小山 五〇		自村
須坂 二九五		町内
相之島 七〇		近村
高井 四五〇		同
奥山田 一五〇		同
小布施 六五〇		同
押羽 六〇		同
下高井郡 二、八六〇		
新保 四〇		近村
間山 九五		同
篠井 五〇		同
更級 一一五		同
岩船 六〇		同
江部 二八〇		中野、近村
中野 四七〇		町内
寒沢 二二〇		平穩
戸狩 五〇		中野
佐野 二二五		平穩
平穩 四四〇		村内
上木島 一七〇		近村
往郷 一〇〇		同
穂高 一〇〇		同
高野 一六〇		飯山、野沢
豊郷 一七五		高野
市川 一二〇		自村
更級郡 四、五七九		
上五明 六〇		自村

IV 明治時代の前期

大屋	滋野	小泉郡	東条	西条	森	雨宮	戸倉	中ノ条	南条	埴科郡	四ッ谷	今井	正和	赤田	往平	孟津	信級	大岡	塩崎	稻荷山	桑原	八幡	羽尾	若宮
一〇〇	二七〇	九、六八八	一八〇	一五〇	三五〇	一〇〇	一〇〇	一一〇	二八〇	二、一七〇	三〇〇	七〇〇	二〇〇	八〇〇	一三四	八七	一五八	二〇〇	?	五〇〇	三〇〇	八〇〇	二二〇	一二〇
同	隣村		自村	村内	郡内	村内	同	近村	自村		同	同	同	同	近村	同	自村	同	近村	町内	同	同	同	近村
古里	上野	傍陽	小泉	下室賀	本郷	富士山	築地	上田原	福田	大門	長窪新	腰越	上丸子	御嶽堂	生田	塩川	長村	殿代	芳田	上田	常入	国分	添戸	岩下
六〇	一四〇	五三五	七五	四五	五〇	一〇〇	一六五	三七五	八〇	八〇	三〇〇	二〇〇	七一八	五〇	一五〇	一、五〇〇	三〇〇	二二〇	一六六	一、六一九	一〇〇	一五〇	六〇	八〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	近村	同	自村	近村	同	同	近隣	上田	同	同	隣村	町内	同	村内	隣村	自村
平賀	内市	南佐久郡	御馬寄	布施	桑山	春日	茂田井	協和	山浦	小諸	八幡	根井	平塚	塚原	長土呂	市田	御影新田	御代田	岩村田	志賀	上平尾	横根	長倉	北佐久郡
三六〇	六〇	二、三四五	?	?	?	?	?	五〇〇	二〇	一、六五〇	?	一七五	一五〇	一〇〇	九九	一三五	一七〇	一五〇	六二〇	九〇	一六三	一五〇	一二〇	四、二九二
近村	自村		同	同	同	自村	同	近村	自村	町内	近村	同	同	隣村	近村	自村	同	隣村	近村	隣村	同	同	近村	



県内の酒屋千数百に達す

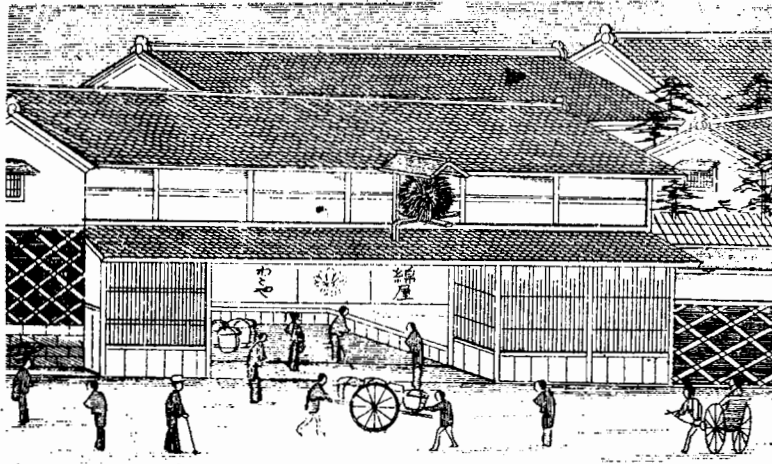
千国	神城	平坂	八坂	社	大町	会染	広津	池田	常盤	七貴	松川	北安曇郡	下中込	伴野	根岸	前山	桜井	三塚	高野町	畑	海尻	海ノ口	原	大日向
二六〇	?	二二七	二五〇	五〇〇	?	一、一三〇	三〇	一、二五〇	三七〇	六六〇	少し	四、六六七	三五〇	一〇〇	六〇	一〇〇	二六一	三三六	二三〇	一〇〇	三八	一二〇	一四〇	九〇
同	近郷	隣村	同	近村	善光寺、松本	松本、上田	隣村	近在	隣村	近村		同	近村	自村	隣村	隣村	村内	村内	同	村内	市街	同	同	
筑摩	南深志	北深志	信楽	新	島立	波田	広丘	片丘	東筑摩郡	島内	有明	北穂高	西穂高	高家	東穂高	豊科	明盛	科布	倭	温	梓	上野	安曇	南安曇郡
少し	一、四二〇	六〇〇	三〇〇	少し	少し	一三〇	六〇〇	一一〇	六、三二〇	少し	三〇〇	一一〇	二〇〇	少し	少し	三四〇	五〇〇	六六九	三三七	二〇〇	一、五〇〇	三五〇	八〇	四、六五六
店小売	輸出	同	近村	同	同	同	同	自村		自村	松本	隣村	他村	同	自村	他村	同	近村	深志	同	同	同	近郷	
小野	富県	沢岡	伊那部	美篤	西高遠	長藤	藤沢	上伊那郡	富士見	落合	境	本郷	中州	豊田	平野	長地	諏訪郡	日義	大桑	駒ヶ根	西筑摩郡	刈谷原	里山辺	豊丘
五〇〇	一六〇	二〇〇	二四〇	少し	一、四九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六、四一四	一五〇	七六〇	三五	八〇	多からず	一〇〇	一、一〇〇	二八〇	七、二八五	少し	少し	少し		八六〇	一五〇	一六〇
少々輸出	隣村	?	甲州、松本	自村	近村	筑摩、甲斐	諏訪、甲斐		?	近村、甲斐	甲斐	輸出	郡中	輸入多し	?	?		隣村	同	自村		自村	同	近隣

三里	一九四	四方	下伊那郡	六、七七九	睦沢	一八五	?
伊那富	一六〇	隣村	竜江	三三三	伍和	五四	?
南箕輪	五〇〇	筑摩郡	里見	七〇〇	富草	一四〇	遠州
伊那	二一〇	近村	泰卓	二五〇	阿知	二五〇	?
西春近	一五〇	?	飯田	三、〇〇九	陽卓	一五〇	?
片桐	六一〇	?	伊賀良	六〇〇	且開	四六〇	三河

この報告に依ると、全県で七三、一五〇石を生産したが、人口九六五、〇〇〇人の頃であったから、県民一人当りの年間消費が七升強になっており、昭和四三年頃の一八リットル(凡そ一斗)にくらべるとかなりすくないけれども、当時は、ほかに自家用の濁酒が相当つくられている筈だったので、総体としては、ほぼ今日並みのものが自給されていたと見られる。

その頃は、現在の大字部落がそれぞれ独立村を形成していたので全県下に六〇九町村を数えていたが、二五〇の町村に造り酒屋があり、多いところは数軒の蔵が建っていた。南信と北信では南信が多くを産し、郡別では小県が最も多く、諏訪、上下伊那、東筑、南北安曇がこれに続いた。明治時代の後期において、大きく発展していく佐久地方は、まだそれ程の生産を見ていなかった。町村別には上諏訪が筆頭に立ち、五〇〇石以上の生産を持つものは、次のような順位を示していた。

四、五〇〇	上諏訪	一、二九〇	飯山	九〇〇	上水田子
三、四二〇	南深志	一、二五〇	北安池田	八六〇	東筑刈谷原
三、〇〇〇	飯田	一、二〇〇	上水柏原	八五〇	上水信岡
一、六五〇	小諸	一、一三〇	北安会染	八〇〇	更級赤田
一、六一九	上田	一、一〇〇	諏訪平野	八〇〇	更級八幡
一、五〇〇	小県塩川	一、〇〇〇	上伊藤沢	七六〇	諏訪落合
一、五〇〇	南安梓	一、〇〇〇	上伊長藤	七一八	上丸子
一、四九〇	西高遠	一、〇〇〇	埴科戸倉	七〇〇	下伊里見



明治時代前期の酒屋の店先「酒ばやし」の杉玉が大きくつるされ、人力車もいる(飯田町の図)

販路については記録していない町村もあって、明確を欠いているが、各地とも県境の村々には県外との交流もあり、北安地方からは善光寺平や上田方面にまで進出し、諏訪や伊那谷からは甲斐や松本まで売り出されるものもあった。中信では「松本酒」と呼ばれ、北

信では柏原古間方面の「北山酒」と呼ばれるものが、江戸時代から名を歌われていたが、ほとんどは、地域の自給流通に過ぎなかった。

ここで、そのように無数の酒屋が出現した時代、本県が、全国でどのような地位を占めていたかを見ておこう。明治一二酒造年度において、最も多くを産出したのは勿論兵庫県であり、愛知、石川、福岡がこれに続き、長野県は第八位にいたが、酒造戸数では、石川、兵庫、島根、新潟について五番目の多きを数えた。二、三年前の千数百にくらべれば、おいおい減り始めはしたが、それでもなお千軒を突破している。成金を夢見て、われもわれもと先を競って酒蔵を建てた人たちが、既に、相当倒れてしまったのであり、この傾向は、その後も益々きびしさを加えた。

いずれにしても、明治初年の本県業界は、酒株の解放で一挙に多くの造り酒屋を生みはしたが、技術的にはむしろ後退し、したがって、江戸時代には上州甲州、或は時に江戸までも進出した「信州酒」が、おおかたとしては、地域の流通に縮まりこんでしまわなければならなかった。幕末には、関西から杜氏を招いて、品質の改良をはかるものもあったほどだが、無数に出現した同業が不馴れの悪酒を造り出し、それが濫

六六九	南安科布	六一〇	上伊片桐	五〇〇	北安社
六六八	下伊上郷	六〇〇	東筑広丘	五〇〇	上水古間
六六〇	北安七貴	六〇〇	北深志	五〇〇	南安明盛
六五〇	小布施	六〇〇	下伊伊賀良	五〇〇	上伊小野
六二〇	岩村田	五三五	小泉傍陽	五〇〇	上伊南箕輪

明治12. 10~13.9の全国酒類醸造高  
(日本帝国統計年鑑、単位石)

		清酒醸造高			濁酒	焼酎
		醸造主	石高	元米		
東 京	都	18	2,072	1,812	8,193	743
大 阪		895	130,883	116,804	158	617
神 奈 川		261	102,594	83,572	29	160
兵 庫		355	63,383	55,564	4,797	1,971
長 崎		1,259	453,034	405,436	182	2,468
新 潟		987	161,307	169,106	417	2,208
埼 玉		1,096	181,715	176,262	1 036	3,123
群 馬		689	131,160	112,532	1,627	1,063
千 葉		574	95,986	84,468	572	347
茨 城		800	98,565	87,899	14,944	4,863
栃 木		928	135,863	124,558	3,949	2,848
	界	579	116,748	102,176	1,290	1,521
三 重		576	158,340	141,828	99	2,853
愛 知		561	158,609	137,882	82	1,480
静 岡		847	292,563	250,628	294	655
山 梨		640	103,787	90,869	366	1,641
滋 賀		341	59,011	58,841	12	889
岐 阜		816	98,750	95,813	25	1,302
長 野		625	111,949	95,689	7	87
宮 城		1,047	174,192	162,746	3	728
福 島		314	71,649	82,625	4,520	1,259
岩 手		1,046	112,444	119,083	1,144	4,474
青 森		289	54,000	58,337	5,848	291
山 形		276	71,905	84,521	2,304	68
秋 田		565	96,328	96,059	132	495
石 川		333	35,446	39,011	4,071	37
島 根		1,507	221,458	241,658	73	125
岡 山		1,226	104,099	111,604	185	592
広 島		940	194,994	153,866	270	2,649
山 口		756	160,393	132,513	139	878
和 歌 山		883	143,534	137,425	240	1,331
徳 島		273	69,083	64,975	12	666
愛 媛		566	73,543	74,550	7	840
高 知		915	214,975	216,112	8	1,843
福 岡		420	55,757	56,521	552	192
大 分		870	219,544	205,224	943	926
熊 本		896	147,269	139,209	611	788
鹿 児 島		584	106,995	143,203	5,204	6,526
北 海 道		258	29,263	38,121	218	28,188
合 計		78	2,037	1,929	884	3
		26,889	5,015,227	4,751,031	65,447	83,738

売となり、激しい販売競争に発展したため、悪貨が良貨を駆逐する結果になったのである。そして、その間隙を狙って、新潟酒が進出してきたのであった。当時の新聞が「善光寺あたりで飲む酒は、越後からの酒はまあまあだが、江戸の酒にくらべると、地酒は全くうまくない」と報道していた。

## 濫売防ぎの「大集会」を結成す

明治一〇年前後、山間の僻村にも頻りに造酒屋ができた頃は、小売りは大低酒屋が扱っており、小売商はそれほど多くなかった。たとえば南佐久地方の例に見ても、野沢、臼田、桜井、大沢などをふくむ地域に一六軒の造り酒屋があって、酒屋仲間を結成し、酒造頭取がすべての世話をしていたが、小売人は十三軒に過ぎず、それも湯原、根岸、上村などの商人地帯に集中していた。その代り、造り酒屋が行商鑑札をうけて、農村への商い廻りをやっていた。

酒屋は、自分の製品を売るのには別段小売鑑札を要しなかったが、行商をしたり、自家醸造が足りなくなつて、同業から仕入れるのには受売鑑札をもらい、それなりの税金も納めなければならなかった。小売専門人も、酒屋仲間の頭取の監督下におかれたから、常に、小売問題は、そのまま造り酒の問題でもあった。

いたるところの村々に酒屋ができ、儲けを急ぐ業者が失敗酒や法外な水増し酒を平気で売出すようになると、販売戦線に異常な混乱がおこってきた。もっとも、その頃は、独り酒造業界にだけそんな混乱がおこったのではなく、俄か製糸家の続出によって不良生糸が頻りに出廻わり、蚕種業者の中には、蚕卵紙にケン粒をまぜて、横浜表へ出荷するような者まで現れたのである。

そんな或る日、奥信濃の酒造頭取連中から、佐久郡前山村の頭取茂木儀右衛門の処へ、急飛脚が一通の手紙を届けてきた。その趣は、信州の酒価が近隣の県にくらべて、著しく高いことを聞きこんだ大蔵省が、上級官員を派遣の上、嚴重に調べるらしいという情報が入ったから、至急集まって評定したいというのであった。恐らく、この急飛脚は、他のすべての地方へも飛んだのである。

儀右衛門は、取るものも取りあえず「いざれ仔細は帰村の上」という廻状を地域の仲間へ書き残したまま、長野表に出立した。全北信の頭取連中が集まって、直ちに県官森島方福をたずねて、ことの次第を正したのに対し「他県にくらべて本県の酒が高いというのは、実は、酒価そのものが高いいのではなく、悪酒が出廻っているため、結局不当な高値に見られている」というのであった。

そこで、大蔵省からやってくる前に、何らか対策を講じておかなければならなかったため、彼らはその場で「仲間規則」の作成を申合せた。酒価決定の基準を定め、現金売りを励行して、悪評の一扫を期したのであり、そのためには、この際、全県的な「大集会」と、その下部組織としての「地区小集会」を設定しなければならぬことを決議した。これが年々定期大会をひらいて、販売の正しい在り方を導き出し、密造や脱税を防止しようとしたのであって、いって見れば、こんにちの酒造組合への初歩的な発想であった。

## 記

(白田町、橘倉文書)

本県酒税相場隣県と比較、その当を得ざるを以て本省より御派出、実際について御検査これあるべく候処、慣習により下等酒売り出し候ために、自然当を失す。将来更正を得んことを要し、以て仲間規則を開設す。

一、新酒売出しは十一月一日以後を販売期日とすること。

一、新酒代価算出は新酒仕入米平均相場書を以て、各醸造人より該組合限り売出し日限十日前に頭取へ差出し、頭取において米一石代価を目的としその価へ十五を掛け、また税金即ち十分の一なりを加えて上酒一升代価小売りの定価とし、卸売りは右定価の内一割五分を減じ、右相場書の期日を定め各醸造人へ報告すべきものとす。といえども、土地の景況によってやむを得ざる事情あるときはこの限りに非ず。

但、寒造米相場算出法は予め期日を定め、造仕舞までの平均を以て前手続に代価を定め、絞り揚げ御検査前に頭取の認印をうけ販売すべし。

一、火入値段は実酒代価へ一割を加え販売すべし。

一、営業上につき利害得失を論じ、且つ組合同業人親睦を堅牢ならし

全北信の販売規則大綱が末端の郡に流されると、それぞれの郡では、大綱にしたがって、もっと具体的に、もっと詳細に、販売につ

めんため毎年二月二十日を定期とし、該組合限り適宜の地に於て集會すべし、これを小集会という。

一、毎年三月一日、県下に於て六郡内各組合頭取ならびに営業人の内一名宛集會し、営業上實際につき各意見を討論し、可否を決議し、その事項によっては県庁の御承認を得て申合せ規則の条目を増減することあるべし、これを大集會とす。

一、大集會入費として醸造高人頭へ折半するを可とす、尤も入費はその時賦課すべし。

一、犯条の者これあり候節は六郡営業人の内誰彼を論ぜず、聞入れ次第その頭取に届け出すべし。頭取においては一度は説諭し、聞き入れざる節は一統差支えの儀につき、六郡大集會をすべし、もし頭取見逃し候節は同様たるべきこと。

付、従前より樽代貸し来り候処、この際更に貸渡しは相廃し候こと。尤も余儀なき事情もこれあり候わば樽代領り申すこと。

長野県北部各区頭取、惣代

明治十一年四月

いての申告規則を制定した。濫造濫売は勿論、検査が済んでからの水割りをいましめ、小売店が薄酒で違反を犯した場合には、その酒の仕入れ先である酒造人もまた同罪に処されることも規定した。もっともきびしい申告せは、絶対に現金売りを励行しようとするもので、もしも金払いの悪い者があつたら、その姓名を店頭に掲げ出して、その店が断じて売らないだけでなく、その姓名を同業に通報し合い、どこの店でも売ってやらないことにした。おおかたは盆暮勘定の当時、売掛金の回収ができなくなって、倒産し、休廃業した業者が少くなかつたからである。

北佐久郡醸造業人申告規則

(武重徳衛氏蔵)

酒造収税の義追々御改則に相成り、内国徴収方公示のため毎歳調査御官御派出相成り、御教諭によって漸次営業上の規矩ありといえども、その業にしてその業を知らざるものは、只一己の利欲に迷い、濫造或は御検査に至り割下げ薄酒を販売するもの類あり。故に御検査の際不都合すくなからず然るにお本年お達しを以て営業上取締頭取の名を行事と改称選挙の上高点の人その任につき、同盟中申合書編製すべき旨御布達拝承仕り候。故に将来の更生を得んことを要す。以て同盟中申告規則を開置す。

第一条 総べて御布達の趣は勿論、御規則御趣意を奉載し、いやしくも不都合これなき様堅く聞き申さるべく候こと。

第二条 醸造御税の義は明治十一年より清酒百石につき金百円の収税に改正、内国公平に候処、本年御調査の際に至り、清酒石数同一にあらざ、尤も、その醸造家の杜氏たるもの醸造法により元石数の異あり、然れども甲の醸造家にて一本造りの元米石数九石にして、その清酒十一石八斗あり、乙の醸造家においては元白米九石六斗にして清酒は九石六斗なり。然るときは一本造りにつき収税金一円二十銭、甲乙醸造家において異あり、畢竟乙の清酒は御検査後割下げ薄酒に販売するなり。故に収

税不公平を生じ、因て検査の清酒石数を以て一色売りを定規とす。

第三条 請売業たりといえども、その根元は醸造家同一なる故にこの際に當つて、請売りのみ割下げ薄酒を売捌きするときは大なる不都合を生ず、就ては醸造家同様上酒一色売りと確定す。もし薄酒を販売するものあらばその請売人と該家へ卸売する醸造家と相共に犯則の罪を逃れざるものとす。

第四条 濫造取締のため行司は勿論、同盟中はいずれの醸造家へなりとも臨時巡回致し候間、速かに案内致し検査をうけしむべし。もしその際不正の所業等これあり候わば行司へ告げ、その筋へ届出で御処分をうくるものとす。

第五条 酒類売捌き方は各地の景況により算出の上、一色に販売するものとす。もし算出不当の安価に売捌きするものあらば、特にその組合行司よりその筋へ届出で、再び御検査の上処分をうけしむべし。

第六条 掛金返滞る節は該人の住所姓名を記載し、同盟中へ通知しお互にこれを店頭へ掲示し、皆済にあらざる内は現金たりとも該人へ酒類を売らざるを定規とす。

第七条 営業上につき利害得失を論じ、且つ組合同業の親睦を堅牢ならしめんため毎年十月三十日頃、適宜の地において組合限り又は郡内集

会をなすべし。

第八条 各組合行司給料の義は地方の景況営業人の多少により一体しがたきも、凡そ年給金五円より十円迄を定度とし該組合適宜にこれを定むとす。

第九条 醸造家及び請売営業興廃とも予め行司連署して出願し、御採用相成り候わば従前の通行行司方にて看板を製し相渡し、代価手数料は金十五銭以内をうけとり、営業上心違いこれなき様懇々注意致すべきも

のとす。

第十条 前件条目同盟一同申合規則決定候については一ヶ条たりともこれを違約するものあらば、初度を五円、再度を七円、再三度を十円としその本人より出金せしむるものとす。

但、右の違約金これある時は行司にて預りおき、集会入費の仕払いにすべし。

このようにして、業界は販売上の自肅自戒を絶えず申合せ、営業の防衛をはかるのであったが、何分にも千数百の酒造家や数多くの小売人が山間の僻村にまでわたっていたし、政府の税制自体も繁々と変替して安定しなかつたため、明治前期の業界は全く混とんを免れなかつた。

### 酒屋の経営日誌と、その儲け

明治の初め、酒造規則が、ほとんど毎年改廃されて年ごとにうるさくなり、密造の摘発が微に入り細にわたると、酒屋の旦那衆には、どうにも忙しい明け暮れが続いた。お上への提出書類がどんなに複雑でうるさくても、それを怠っておいたら、いつなんどき臨検されて、密造だとあばき立てられ、身代を棒に振らなければならぬような課税にも成りかねないのである。

年を追って激増する税金に追っかけられて、なんとか、うまい工夫をこらす必要もあったし、売り掛金の回収も、ぬかりなく手を打たなければならなかつた。酒造の方は杜氏にまかせるよりほか無いにしても、一、二年続いて腐造をやられば身代が傾いてしまう



し、原料米の買入れも上手にやらないと、それが右から左へと酒価にひびいて、忽ち税金にも関係するのである。仕込期や納税期には、経営者としての金の工面もしなければならなかった。

殊に、頭の痛いのは、仕込み前に「何石造るか」の見積りを立て、免許をうけた以上、余程の理由がない限りその変更を許さず、免許高に対して課税されることであった。たとえば、安曇郡の立田村では、森本義男が休業届を出しておいたにもかかわらず、当局の手違いで、元高五四〇石にそのまま課税されてきたため抗議を申立てた（長野県資料）けれども、手落ちは手落ちで責任者を処分するが、ともかくも、大蔵省へは届けがきていないので、税金は免じられないというような問題がおこったし、同村の森本幾枝も同じ手口で、減造分にまで税金をかけられた。

元高の免許はうけていても、その後の事情で、休んだり、減石したりすることも避けられなかった。たとえば、善光寺町の藤井伊右衛門は三五〇石の免許をうけておいたが、残酒が多く、新酒に割りごしをして売ってみたところ、風味が悪くてどうにも捌けないため、町役人の証明書を添えて減石を願いだした（藤井文書）ことがあるし、白田町の井出清内は、春先になって、精米水車が泥水で使えなくなってしまったため、減石を願いだしたこともある。

ぬかりなく、その都度、それらの手続をとっておかないと、忽ち元高全額の税が課せられてくるのであった。まことに、油断も隙もないのであって、且那衆は殆んど毎日、御届や御願の書類をととのえるために、机に向かわなければならなかった。年々の免許鑑札も江戸時代の木製とは違い、紙製になったので、鼠喰いにならないことまで気をくばらなければならなかった。筑摩郡宮本村の山田清吉は、酒蔵の中の稲荷社に保管しておいた鑑札を鼠に喰われて、ひどいお叱りをうけた（長野県資料）ことがある。

もはや、酒屋の主人たちも昔のように、酒造りはすべて蔵びとにと、握り金玉で遊び廻っているわけにはいかなかった。新らしくやってきた弱肉強食の資本主義時代に落伍することなく、祖業を繁栄させていくためには、慌しい明け暮れの陣頭に立ち、醸造の手順や、検査役人の応待や、そして、どのように儲けていくかについて、絶えず心を砕かなければならなかった。橘倉文書によって、明治一〇、一一、一二年頃の且那衆が、どんな日々を送っていたかを見ておこう。

酒屋の主人の活動は秋の穫り入れが進み、出来柄の見当がつく九月頃から、おいおい忙しくなり始めるが、自分の米を使うにせよ、仕入れ米を使うにせよ、まず、その時どきの相場を入念に記録しておかなければならなかった。新酒を売り出す時には、一石当りの米相場を平均して、それに一五倍し、その上に税金分一割を乗せたものが、その年の酒値として地域的に協定されるものだったからであ

る。米の手当てを急ぐその頃から、役所との往来や同業間の寄合いなどもひんぱんになって、慌しい毎日が始まり、書面書きの明け暮れが続くのである。

九月一日 県庁より「近く、酒類検査のため大蔵八等属江森保政殿御巡回の筈につき、営業人ども相心得べき」旨通達あり。また、仲間会合の上、不都合のないよう話し合わなければなるまい。

九月二日 大蔵省より御布達あり、従前検査済みの酒桶といえども、この際悉皆御改めの趣仰せつけられし由、酒行司より急ぎの回章来る。つぎのような検査心得がまわされてきたが、仰せの通りに二十何本の桶の一々について書きあげることが、さて、大変な仕事なり。

#### 酒造桶類検査心得

一、酒造桶類丈量は検査官自ら毎桶につき丈量すべし。  
 一、丈量は外囲を以て計量するを許さず、必ず内径とするが故、現今入石これある分は空桶に相成り次第時々営業者より届出検査すべし。  
 一、瓶類は水を以て計量し木札をつけ、番号容量等記載すべし。木札は瓶の口へ結びつくべし。

一、毎桶に番号そのほか記載の文字は洗淨の際剝脱せざるため摺漆を掛くべし。

一、胴径は中央最も広きところを量るべし。  
 一、番号順席は構を以て区別す。たとえば一構内土蔵数軒あるも一つの番号を以てす。若し地所を隔てたるものは更に甲乙と区別し番号を起すべし。

一、同時同製にして同寸法の旨申出するも、必ず毎桶につき省略することを許さず。

一、丈量器械の義は本県より送致すべし。  
 一、桶帳は正副二通営業者より差出すべし。但、寸法石数は検査員調査の上記入すべし。

一、酒造桶類はすべて丈量を検査すべし。但、半切桶ならびに運び桶類はこの限りにあらず。

九月七日 四月に納めた酒造税の残り、十八日までに戸長役場へ納入すべき旨通牒来る。米も仕入れなければならず、杜氏以下の給料も用意しなければならぬとき大変なことなり。数年前、地価千円四十八銭の田地一町三反二畝を担保として、県庁より五百円融通してもらいしことありしが、今年は何とかなるべし。

十月一日 午後七時、県庁より「各醸造人は力に依じて本年度の造石免許願書を、それぞれ持場酒頭取に差出すべき」旨指令あり。酒頭取りも「願書ならびに免許税、旧鑑札とも十四日早朝までに持参ありたり」との連絡あり。この日、長野表より急飛脚ありて、活版による見易き醸造規則配布され、それぞれ飛脚銭を分担す。文に曰く。

醸造取締規則至急活版に製し、一同了解致し易くせよとの命により、取急ぎ活版所へ申付けおき候処、天皇北陸御順幸の際につき不行届となり、漸く出来候えは急飛を以て遞送仕り候。凡その積り数にて候えば不足の分は御申越し下されたく候。遅延の段以上の次第に候間、御一同様悪しからず御願申上候。

水品高吉 松本虎三郎

藤井伊右衛門 池田喜代吉

十月十五日 製酒石高願書をつぎの雛形によって書し、頭取まで届ける。村用掛、酒造頭取、戸長などの印形をみんな貰わなければならず、ために一日中よく飛びあるけり。去年は作柄不良のため願いの石高通り御免許を得られざりしも、今年は大丈夫ならん。

製酒石高願書

一、醸造元玄米何百何十石 何郡何村 何 誰

一、焼酎蒸酒 何十石 同 何 誰

右は本年清酒その外石高願書の通り醸造仕りたく願上候。然る上はいわれ無く減石等仕らず依て村吏連印を以て願奉り候。以上。

右営業人 何 誰

同村用掛 何 誰

同村戸長 何 誰

酒造頭取 何 誰

長野県令檜崎寛直殿

十月十七日 頭取より造石御免許鑑札ならびに免許料受取書、小売営業鑑札なども届く。酒造米一石につき一錢、小売手続の手数料として一戸十錢ずつ支払う。今年はまだ醸造税があがって、清酒一石に一円、濁酒三十錢、味淋二円、焼酎一円五十錢とのこと。連年の増税大変なり。検査の際石数を隠したりすると御取りあげの上、一石に七十五錢の罰金という。用心肝要なり。

十月十八日 午後三時、頭取よりの回状来る。酒税が引上げられ、その上米高値につき、酒代値上げ仕りたく、二十一日午前九時、弁当自参にて頭取方へ集まってもらいたいとの事なり。

十月二十日 大蔵省の御指図による酒桶調べ上げ帳本日出来上り届出す。総計二十五本にして大変な仕事、ようやく終りたり。

十一月十一日 本春三月二十五日、悉皆紋り上げと同時に官員様により嚴重封印を受けし諸道具、解封方御願いのところ御許可につき、本日解封、届出書を出す。いよいよ仕込み始めなり。

十一月十二日 今年度酒類醸造検査立会のため大蔵省九等属安藤憲三殿、十等属中島熊次郎殿御巡回の旨、県庁より通知あり。なお県庁検査員も本日より、いつにても願う次第検査に趣き、その間にも日々巡回致す旨通達あり。

十一月二十六日 官員様臨時検査に來り、蔵の片隅におきし小桶に粕取焼酌よりの直し酒と、味淋少々ありしを発見されしが、始末書を差出し、お詫びかなう。

始末書

今般臨時御検査の際傍ら小桶に入置き候味淋御改めにつき、始末申上候様仰せ渡され左に上申候。

一、味淋二斗五升

但、袋を用いず上澄み汲取候につき石数右の如し、現在高一斗七升右味淋製造の義は当夏中酒桶灌用に貯蔵候焼酎使い残り二斗四升これあり、餅米二斗味噌糲残り一斗、右を以て自用煮付物等のために製造仕り候義にて、決して販売等には仕らず候えども出願仕らず製造致し候段、御糺請け奉り候ては申し上げようこれ無く候間、何卒格別の訳を以て今般限り御宥免下されたく願上奉り候。以上。

長野県小島充常殿

十二月十二日 御免許二百石の内十五石紋りあがり、十三日より売捌

きたきにつき、戸長の判を添えて本日書面を以て検査方願い出す。最初の売り出しなり。

十二月十五日 近日中、大蔵省立会員郡内巡回につき、営業人ども醸造明細仕立て、それぞれ最寄りの県出張所に提出するよう通達あり。この日、地域の同業相集まり「清酒検査年々嚴重につき、お互いに検索して配掛糶米造水ならびに売捌きなど不正無きよう」盟約を結ぶ。

十二月二十日 製酒醸造法につき米糶の使い方、水の割り方など詳細を大蔵省官員に差出す。

一月四日 郡内の業者大集会あり、正生一色売りを確定、小売営業人どもへも説諭す。前年中の清酒売上高届出す。

一月十八日 清酒二十石絞りあがり、二度目の検査を願出る。

二月二十四日 お役所より指示あり、それぞれの営業人は至急鑑札番号、製酒高、酒桶大小何本、酒船何個、袋幾つ、半切桶幾つ、カイ何本、釜何石入幾つ、そのほか有り合せの品残らず、土蔵、酒蔵、納屋、小屋幾棟などすべての帳簿ととのえおき、悉皆絞りあがりの節は直ちに検査吏員に差出して総検査をうけ、請印を提出すべき旨の布達あり。

三月二十五日 本年度の酒悉く絞りあがりにつき、さきの布達に依る届出でをなし、御請書を差し出すこと次の如くなり。

御請書

今般清酒醸造悉皆絞りあがりにつき酒船御封印相成、なお造込又は土用中洗い手入れ等の節は御封印解き御願立申すべく。尤も御封印大切に

仕りいささかも破損これなき様注意致すべき旨仰せ渡され承知畏れ奉り候。以上。

三月二十八日 前年度清酒百石につき酒造入費及び純益御取調べ書差出す、つぎの如し。

一、清酒百石 但、一升代金十三錢七厘

この代金千三百七十円

この酒粕五百三十貫目

この代九十七円三十銭

合金千四百六十三円三十銭

内訳入費

金三百三十銭 営業税

金百円 醸造税

金四十二円八十銭 薪四千二百貫目

金五十六円十銭 杜氏及び働給料

金四十三円三十銭 諸器機修繕費

金五十銭 同業集会の節入費

合金 二百四十六円

差引金千二百十七円三十銭 純益

三月二十八日 前年度残り醸造税本月二十日までに上納致すべき旨通達来る。

一年の『酒造日誌』は凡そ以上の如くであり、結局、百石の頭で一、二一七円三〇銭の純益を見た報告しているが、これには米代がふくまれていない。百石につき原料米八八石ぐらいが必要だとすれば、一石代四円と見て三五二円を要する筈だから、八六五円三〇

銭の儲けとなる。多くの地主酒造家たちは自分の米を使っていたのだし、よしんば仕入れ米で造るにしても、かなり高率な利益である。確かに税金に追いかけられたであろうし、官員様の臨検には泣かされ、腐敗酒の恐怖にもさらされていたではあるうが、明治時代の造り酒屋は、おいしい身代をおこしていくだけの儲けがあったのである。

### 酒造税制の確立、造石税始まる

明治四年に酒株を解放し、とりあえず酒税規則を發布した維新政府が、八年にはもっと整ったものにして、本格的な酒類税則を制定した。今までの鑑札免許料を廃し、免許税を営業税と改め、酒造種類を清酒、みりん、焼酎、白酒、銘酒に細分してそれぞれの一種に一〇円を課した。新たに酒類売捌代金の一〇分の一の醸造税をおこし、請売業者も年五円の営業税を納めることになった。このとき、濁酒については下層階級の必要飲料だからとして、醸造、営業税とも免除したが、二年目にはそれも清酒の半額課税に改められた。濁酒の名にかくれて、零細酒屋が清酒の密造を始めたからである。

この酒類税則は八年五月に実施されたが、内容的には、結局、今までの税額を三倍から四倍に引上げるのが狙いであって、兵庫県下の業者が結束の上、激しい反対運動をおこしたのもその時である。もう一つ、この改正には大きな問題がふくまれていた。売上代金に対して一割の醸造税をかけるわけだが、その売上基準となるべき酒値段の平均をどのようにして求めるかであった。

まだ、長野県と筑摩県が独立している時代であったが、長野県では、そのために、一郡内を大小にしたがって二、三のブロックに分け、それぞれに業者の同盟を結ばせた。そして、ブロック内の同業者に、年々一〇月一日から翌年六月三〇日までの間における小売値段を詳細に報告せしめ、それに基づいて、地区ごとに一石当りの平均値を割出す方式をとった。筑摩県では、大町、松本、塩尻、木曾福島、上諏訪町における年間一石当り平均小売値段を基準として、安筑諏訪方面に課税し、西高遠、赤穂、飯田、信夫村における平均値を以て伊那地区の基準にした。

しかし、これらの方法は当然地域差を生ずるものであり、業者の間から「いやしくも国税である以上、全国一統の課税基準でなければ、公平ではない」という声がおこってきた。しかも、この方式は、やがて政府にとっても不都合が感じられた。年々の酒相場の変動が税源の不安定をもたらし、国庫収入の定着性を欠いたからである。

そこで、一一年には、賦課基準を売買価格から従量制に切りかえ、更に二三年（一八八〇）になると、新たに酒造税則を公布し、今までの税則をすべて廃止した。酒造営業税、請売営業税をやめて酒造免許税を設け、一ヶ所ごとに三〇円を課するとともに、醸造税を改めて酒類造石税としたのである。造石税は第一類（醸造酒）第二類（蒸溜酒）第三類（再製酒）の区分とし、一石について第一類二円、第二類三元、第三類四円ときめられた。

今般酒造税則別冊ノ通り相定メ、本年十月一日ヨリ施行シ従前ノ酒類税

左ノ如シ

則ハ同日ヨリ廃止候条此旨布告候事

酒造免許税 酒造場一箇所ニ付金三十円

明治十三年九月二十七日

酒類造石税 一類一石ニ付 金 二円

太政大臣 三条 実美

二類一石ニ付 金 三元

酒造税則

三類一石ニ付 金 四円

第一章 免許鑑札税率

第四条 免許ハ其年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ヲ以テ一期トス

第一条 凡ソ酒類ヲ製造シテ営業セント欲スル者ハ其旨管庁ニ願出、酒

第五条 免許ヲ請フ者ハ毎年九月三十日迄管庁ニ願出スベシ

造場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クベシ

右期日ヲ過グレバ免許セザル者トス

第二条 酒類ヲ分テ左ノ三類トシ、免許ヲ受ケタル総テ、之ヲ製造スル

第六条 免許鑑札、売買譲与スル時ハ雙方連印シ願書ヲ管庁ニ差出シ書

ヲ得ベシ

換ヲ請フベシ

一類 醸造酒 清酒、濁酒、其他醸造シタルヲ言ウ

第七条 免許鑑札ヲ失却毀損スルカ、或ハ代替改名転居セントキハ、其

二類 蒸溜酒 焼酎、其他蒸溜シタルモノヲ言ウ

旨管庁ニ願出再渡又ハ書換ヲ請フベシ

三類 再製酒 銘酒、味淋、白酒等、醸造、蒸溜ノ酒類ヲ調和シ、

第二章 納税、造石検査

又ハ之ヲ元トシテ製造シタルモノヲ言ウ

第八条 免許税ハ鑑札申受ケタル時之ヲ納ムベシ

第三条 免許ヲ受ケタル者ハ免許税、及ビ造石税ヲ納ムベシ、其ノ額ハ

第九条 造石税ハ左ノ三期ニ納ムベシ

第二期 四月三十日限

十月一日ヨリ三月三十一日迄、検査済石数ニ係ル税額ノ半数

第二期 七月三十一日限

四月一日ヨリ六月三十日迄、検査済石数ニ係ル税額半数

第三期 九月三十日限

七月一日ヨリ皆造検査済石数ニ係ル税額並ニ前納額ノ残数

第十条 造酒ノ石数ハ総テ管庁ヘ申出検査ヲ受クベシ

第十一条 前条ノ酒類ハ八月三十一日迄ニ皆造スベシ

第十二条 自家用料又ハ造酒保存ノ料ニ充テ製造スル酒類ト雖モ総テ管

庁ノ検査ヲ受ケ其造石税ヲ納ムベシ

第十三条 十四条、十五条、十六条、十七条(省略)

第十八条 葡萄酒及ビ麦酒ノ類ヲ製造スル者ハ免許税ヲ納ムベシト雖モ

造石税ハ之ヲ免除ス

第十九条 酒造中ハ管庁主任官員時々巡回スベキニ付、何酒類ヲ問ハス

其仕込タル酒トモ其他仕込米及ビ營業ニ関スル諸帳簿等ノ検査ヲ受ク

ベシ

第二十条 酒桶瓶類ハ、新製修繕ヲ問ハス使用以前管庁ヘ申出其容量ノ

検査ヲ受クヘシ、但売買等ハ其時々管庁ヘ届出ヘシ

### 第三章 禁令、雑令

第二十一条 酢及ビ酒モトヲ販売スルヲ許サス

第二十二条 総テ他ノ依托ヲ受ケ酒類ヲ代造スルヲ許サス

第二十三条 検査未済ノ酒類ヲ販売シ又ハ自家ノ所用ニ消費スルヲ許サ

ス

第二十四条 免許鑑札ハ貸借スルヲ許サス

第二十五条 造酒(搾り蒸溜)器械ニハ管庁主任官員ノ封緘ヲ受ケ置

キ、使用スルトキハ其旨申出開封ヲ請フベシ

第二十六条 免許ヲ受タル者ハ其節管庁ヘ該一期造酒見込種目石数並ニ

其造リ方法共届出ベシ

第二十七条 酒造ニ属スル倉庫納屋並ニ諸器械共予テ管庁ヘ届出ヘシ

第二十八条 一期造酒届出ノ石数、何酒何石造ト書シタル標札ニ免許鑑

札ノ番号ヲ書載シ、之ヲ戸外ニ掲出スベシ

### 第四章 罰 令

第二十九条 免許鑑札ヲ受ケズシテ製造シタル者ハ、其酒類及ビ製造諸

器械トモ没収シ免許税額二倍ノ金額ヲ科シ之ヲ売捌キタル者ハ其石数

ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ併セ科スベシ

第三十条 免許鑑札ヲ借受ケ製造スル者ハ、第二十九条ニ拠テ処分シ、

之ヲ貸与ヘタル者ハ其鑑札取揚ケ免許税相当ノ金額ヲ科スベシ

第三十一条 造酒石数ノ検査ヲ受ケズシテ売捌キタル時ハ、其代価ヲ追

徴シ其酒類ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ科スベシ

第三十二条 検査ノ際、酒類ヲ隠蔽シタル者ハ其酒類ヲ没収シ、其酒類

ノ石数ニ相当スル造石税三倍ノ金額ヲ科スベシ

第三十三条 検査未済之酒類自用ニ消費シタル者ハ、其石数ニ係ル造石

税ニ相当スル金額ニ相当スル三倍ヲ科スベシ

第三十四条 前条々ニ明記スルモノノ外、第三章中ノ正条ニ違反スル者

ハ一円ヨリ少ナカラズ三十円ヨリ多カラザル罰金ヲ科スベシ

附 則 酒造營業者ニアラズシテ自家飲料ノタメ酒類ヲ製造スルモノハ

一ヶ年一石(各種製造スルトキハ其総数ヲ合算ス)ニ超ユベカラス、

若シ一石ヲ越エルトキハ総テ本則ニ従フベシ

以上

この酒造税則が公布されると、それに付随して長野県では『酒類営業人心得』を制定した。検査済の酒を変造するときは必ず届出、火入れは検査後でなければ許されず、造石税を免除される麦酒や葡萄酒についても、届出だけはしなければならぬことを指示し、酒造所は、それぞれの戸外に、県が指定する造石高明記の標札を掲げることも決定した。標札は豎幅曲尺三尺、横幅は書き込む酒類の数にしたがって、適宜に次のようなものを製作することになった。

第何号
清酒何石造
白酒何石造
何国郡区番地
何町村
何某

この心得規則は、一七年に至り更に改められたが、その時の改正主点は「爾今、酒造免許をうけんとするものは、新規と継続とを問わず、不動産調書を添付し、また保証人を立ててその所有する不動産調書、或は所得税納額を添付すべし」というにあった。脱税と滞納を徹底に防ごうとしたのである。

かくて、維新以来幾多の変遷を重ねたのち、一三年のこの時を以て、造石高による酒税が確立し、明治二九年には酒造税と改称されて、絶えず税率をひきあげられながら、太平洋戦争前まで続いたのである。

### 相つぐ倒産で地主層の変貌

上表によって、明治時代における県下酒造家数の変遷を見よう。明治一三年には一、〇四七軒を数えていたものが、一六年には九八四戸に落ちこみ、二〇年には殆んど半減してしまった。そして、その後は暫く五〇〇〇戸台を保っていたが、四〇年前後から再び下降を始め、四五年には四三四軒となった。この数字の足あとは、明治一〇年代の後半において、県下の業界に物凄い倒産の嵐が吹きまくり、もう一つ、日露戦争の前後において、二度目の倒産の嵐が吹きまくり、そのことを物語っている。



明治時代 信州酒造家数の変遷 (長野県統計書)

	13年	16年	20年	25年	30年	35年	40年	45年
計	1,047	984	584	600	546	510	467	434
合		58	33	37	29	21	24	19
南		40	25	27	26	25	21	18
北		92	57	54	52	55	46	42
小		36	25	30	19	25	23	22
諏		94	61	62	63	62	56	54
上		137	74	75	79	81	67	54
下		56	35	37	35	26	25	22
西		99	60	62	45	44	34	37
東		46	24	28	26	19	21	20
南		45	24	25	25	17	12	12
北		44	29	22	22	17	17	16
更		23	16	43	13	11	11	12
埴		27	16	15	15	17	18	19
上		58	38	37	34	33	21	29
下		99	46	48	34	32	30	27
上		30	21	20	19	17	16	16
下					10	8	8	8
長								7
松								7

勿論、この嵐は酒造業界にだけ吹きまくったのではなく、あらゆる業界に巻き起こったのであった。一般的に、明治一七、八年頃におとずれた大不況は、維新以来の企業熱に決定的な打撃を与え、その一と整理の中から、本格的な資本主義への指向が始まったといわれているが、酒造業界も例外ではなかった。維新革命の成立とともに、ほうはいとして商業主義が勃興したとき、一朝の成金を夢見て、われもわれもと企業熱にうなされていった連中に、一大不況の試練が訪れるや、バタバタと音を立てて崩れ去ったのである。

「士族の商法」の言葉が生まれて、その娘たちが頻りに身を売っていったのもその頃であり、農村の中に蓄積された資本を携えて、製糸業にむかい、或は横浜貿易に志した地主たちが、父祖伝来の身代を相ついで手放したのもその頃である。明治一七年頃、全県下に五〇の私立銀行を数え、それらの多くは、江戸以来の在郷商人として成長してきた地主や、酒屋衆の投資であったが、大不況の波に襲われて、そのおおかたが失敗に帰したのであった。

村々における数多くの酒家の倒産は、とりもなおさず、地主の崩壊に結びついてきたから、ここに、村々での地主層の変貌がおこってきた。あちらこちらで売り出される倒産者の田地が、急速に、今までの中小地主の手へ買いとられていった。彼らは、朝に霜を踏み、夕に星を頂き、営々として着実に働き貯めていた資本で、次第にその田地をふやしていったのである。

旧来の地主に代って抬頭した、これらの篤農的新興地主たちは、もはや、一擲千金の成金を夢見て、酒屋を始めたり、下手な商工業に手を出すようなことはしなかった。目の前に、それで失敗した旦那衆を見ていたからである。以前の地主たちが、専ら企業のことを語り、金儲けを話し合っていたのに対し、新しい地主たちは、専ら肥料のことを語り、どうしたらいい稲種ができるか、どのようにして丈夫な蚕を育てるべきかについて、話し合った。自らの認識において「酒屋は酒屋、百姓は百姓らしく」の合言葉が始まってきたのである。

こうした地主層の交替に依る、地主意識の移り変りは、当然、政治の在り方にも反映しなければならなかった。明治前期には、富国強兵の旗じるしのもとに、農村においても、ひたすら重商政策をとっていた政府が、次第に、農本主義への勸奨に切り変わったのである。その結果が、明治後期における農事試験場の創設となり、農耕器具の開発となり、新興地主と県当局が一体となつての、新田開拓にむかつていくのであった。

さて、もう一つ、倒産が相ついだしたのは日露戦争の前後であるが、しかし、この時代は明治前期のような業界乱調のときではなく、業者数も総体的にはおおい安定していた。だから、その中での倒産理由の多くは、戦時増税による困憊の果てであり、売掛金の回収不能であり、或は業者自体の放漫経営などからであった。戦費をまかなうために、石当り二〇円の非常時税が課せられたとき、或る業者は「一升で二銭の税取る畜生ども」と絶叫しながら、半狂乱になつて、倒産していった。

いずれにしても、二度目の、この倒産の嵐は、明治十七、八年のそれとは違つて、安定しつつある業界の中における倒産であつたため、業界全体に共通する幾つかの苦悶を包蔵していた。たとえば、倒産の主原因となつた重税は勿論、売掛金回収不能の問題にしても、米価の激しい変動の問題にしても、或は腐造の問題にしても、みんな、業界全体として取り組まなければならない、企業防衛上の問題を包蔵していた。いって見れば、倒れていく者が気の毒であり、不運だったのである。

その頃、北信酒造組合が、各人、造石税額の五分の一を積み立てて共済制度を設け、困ったときには、税金の不足分を立て替えてやる道を開いたり、組合員の倒産に際しては、せめて煙草店でも開業できるぐらいの厚生資金を贈つてやりたいと計画した事実が、当時の倒産事情について、業界がそれを企業防衛上の問題、共通の苦悶と受けとめていたことを物語っている。

### 減税運動、民権運動に結びつく

明治一一年から一三年へと、矢つぎ早やな税制改革がおこなわれ、僅か二年のあいだに造石税が正に倍増されるや、酒屋衆も、もは

や黙ってはおれなかった。なんとか工夫して、税金逃れも考えずにはいられない。そこで、一ヶ所の酒造場について三〇銭の免許税をとるといふのなら、数人が同盟して、一工場を活用しようじゃないかとも考えたし、一円の造石税を一挙二倍にするといふのなら、新税制公布以前の造酒だといひ逃れようとも相談し合ひ、更には、自家用酒として一年一石までは無税だから、自家用酒の名目で一〇数人が集まり、一〇数石を造ろうではないかとも目論んだ（長野県史料）。あちらこちらで、税金逃れの密造の知恵が考えられてきたのである。

しかし、このようなやり口も、初めのうち、ことの次第が発見するまでは「それならよろしいと思っていました」ぐらいで逃れられようが、所詮長くはゆるされないので、むしろ検査の厳重さが益々加わるだけに終ってしまい、やり切れない者は倒れていくより仕方がなかった。根本的には、政府にカネがないのである。戊辰戦争で莫大な金をつかい、その借金がまだ切れていないところへ、一〇年には、西郷隆盛による西南戦争がぼつ発した。その戦争が終ってみると、有力商人から借りた政府の借金が二億八千万円にもぼつているのに、国家の収入は二千万円ぐらいしかなかったという。会社や個人だったら既に破産であるが、政府は頻りに紙幣を印刷し、或は税金をとり立てることによって、どうかその場を乗りこえてきたのである。

だから、戦後は大急ぎで、濫発紙幣を回収してインフレをおさえ、緊縮政策を強行した。そうなると、インフレで投資が増大していたところへ、こんどは物価の暴落となって収入が急減し、その上に二倍の税金が重なったのだから、酒屋連中は何とも立つ瀬がないのであった。ついに怒りが爆発して、明治一五年（一八八二）には、まず高知県下三百余人の業者が立ち上り、減税嘆願書を政府につきつけた。天皇の名において行われる政治の故に、維新以来の長い間、憤まんを地にひそめていたのだが、今や全国各地に「酒屋会議」と呼ばれる団結の会合が相次いで開かれた。東筑摩郡の酒造家たちが「酒屋集会」を結成して、税金延期願を決議し、郡長に手交したのも、高知県下の立ち上りと前後してであった。

#### 酒造税金延期願

東筑摩郡清酒醸造営業人私共連署某等誠恐誠懼嘆願奉り候。醸酒税第

二期上納に際するを以て同業者既に準備をなさんと欲するも目下非常に

金融の道雍塞して一般形況悪しく、顧みて冬春の候に比すれば日々の売

上金概ね十の六、七を減じ且つ売掛金の多くして金櫃常に空しく、蔵中

なお醸酒を充溢すといえどもこれを金に代うるに由無し。また六月中は

諸勘定計算期月なるを以て簿冊を案じ人を差して売掛金を請求するも、

前陳の次第なるを以て些少の金額といえども払うもの稀なり、いわんや

大金においてをや。

ここに於て東西に奔走し銀行その他の債主について金を借りんことを請えども一人敢て応せず、否、応ぜざるに非ず、即ちために応ずること能わざるものあればなり。現況かくの如し、進退これ谷まり苦慮なすところを知らず。ここに於て同業者集会し百万金策の道を討議すれども、これをいかんともなすこと能わず。而して納税の期己に迫る。国家典刑あり、もし延期になれば嚴謹重罪極めて遁るべからざるを知る。実に錯愕狼狽惶懼止むなし。

仰ぎ望むらくは至仁寛弘の恩典を以て暫くこれに寛假を賜い僅かに一月の延期を許可あらんことを伏して請願奉り候。その然るを請うゆえんものは、そもそも故あり。従来民間の習慣として諸売掛金仕払等陰曆

七月盆前を以て期となすに由て、因襲なおいまだ改めず、故にこの期に至れば必ず多少金融の道を得べくと信認せり。これこの請願書を奉呈して哀訴するゆえんなり。幸に憐を垂れ、察を賜え。某等誠恐誠懼の至りに堪えず頓首謹言。

明治十五年七月

東筑摩郡南深志町 宮尾豊作 同 大野与七  
同 太田正治 同 小岩井庄平 同 務台吉太郎  
同 大野豊市郎 同 池上富三郎 北深志町 大野正造  
同 岩田吉定 同 丸山八郎 白坂村 折井正司  
同 大池春弥 筑摩村 高山春造 桐村 降矢敬吾

東筑摩郡長殿

この請願がなされた頃は、東筑摩郡の松沢求策ら有志が県下、二一、五三五人の総代として、元老院に国会開放の請願運動を展開し、わが国自由民権運動史上特筆すべきことがらのおこっているさ中であつた。民権運動の先頭に立つ板垣退助が襲われるというような事件に刺激されて、信州もまた自由主義への気運におおいつくされ、全国的に注目を浴びている時代であつた。東筑摩郡「酒屋集会」が結成され、その決議を以て行われた納税延期請願の裏側にも、民権獲得への思想が流れていたのである。

だから、政府を非難し、納税延期を主張するこの運動は只に酒屋だけの問題ではなかつた。酒屋が先頭を切つて立ちあがると、政治運動と結びついて、商権を防衛しなければというこの気運は、忽ち一般商工業者の間にもひろまって行き、やがて、はっきりと自由民権運動に結びついての火の手となり、史上最初の実業者政治運動の端緒を切りひらいたのであつた。

昭和二年発行の早稲田大学出版部編集『物語日本史大系』は、明治一五年、大阪で初めて開かれた「全国酒屋会議」について、明治時代史の一つの大きな焦点としてとりあげ、それが遂に政府の結社禁止にまで発展したことを指摘し、つぎのように記録した。松本地方の酒屋集会に前後して、大阪での全国酒屋会議となつたのだが、これらの相つゞ酒屋集会に対し、政府は国体の破壊であると、弾圧の政策を打出したのであつた。

〱酒屋会議、政府を驚かす〱 明治十五年五月に至り、大阪の地に酒屋会議なる者起りて、又一紛擾を起せる珍談あり。明治初年以來、政府の酒造税徴集甚だ度を越え、明治十一年には清酒一石に対する造税金一円の高率に上りて、同業者を驚かせる、十三年に至りて同じ税金二円となり、政府は之を以て海軍拡張費に充てるなりと仮托したるも、酒造業者は、現時の民力には不法の重税なりと憤り、是は政府が紙幣濫発より招ける財政の困難を糊塗せんの狡猾手段なりと攻撃し、先づ高知県の酒造人三百名申合わせ、十四年の五月減税請願書を政府に呈したれど、直ちに却下せられたれば、同業者はこれを自由黨員植木枝盛、児島稔に謀りしに、兩人は全国の同業者と一致して運動するがよからんとて、自ら三百名の総代として出京し、其十月の自由党創立大会に出席せる各県の酒造業者数名を語って發起人となり、檄を全国同業者に飛ばし、明治十五年五月酒屋会議を大阪に開き、減税を政府に請願せんと伝へければ、此事忽ち全国の新聞紙に掲載され、且つ諸国の自由黨員も、酒業者を遊説せる為め、酒屋会議の名到る処に騒がしく、政府にては大に驚き、其十二月児島稔以下の發起人を禁獄しぬ。かくて此事は立消えと思ひしに、發起人等は問もなく期満ちて獄を出づるや、又も酒屋会議を遊説し、植木枝盛は一切を担任して、十五年五月一日より大阪に於て其の大会を開く旨を各地に伝へぬ。大阪府にては、之を禁止し、百万干涉妨害せしより、發起人たる植木等は一計を案じ、其際約を履んで大阪に集まりし全国酒造業者四十余人と、五月四日に舟を淀川に浮べ、膝を接して密議し、官憲にてもそれと知らざる中、九日には、四十余人急に京都に入り、翌十日祇園の中村楼に上りて直ちに会議を開き、酒税軽減請願書を作り、小原鉄臣を総代として東京に出で、之を元老院に呈せしめたり。元老院よりは遂に何の回答もなく、減税運動も其儘に終りしが、其の官憲と戦いて、作戦巧みに敏活なる会合を遂げたる事、全国の商工業者を覚醒して、実業者政治運動の端を開き、従来政黨員志士のみ運動なりし自由民権思想は、今や士農工商の別なく、全国三千余万民衆の声となり、江河の横溢するが如くなるより、政府は其が張本たる自由党を以て、共和民主を説いて国体を破壊するものとなし、十五年六月三日、飽迄政党を暴圧せんものと、遂に集会条例を改正して、凡て政治に関する事項を講議する為め結社する者は、予め社名、社則、社員名簿を届出で、認可を受くべく、其演説者に対して、地方長官は管轄内に於て、内務卿は全国に於て、一箇年以内、公然政治を講談論議するを禁止する事を得となし、又政治に関する講談論議の趣旨を広告し、又は文書等を発して公衆を誘導し、又は支社を置き、若くは他社と連絡通信するを得ずと言ひ、其他結社集会する者、内務卿に於て治安に妨害ありと認むる時は、之を禁止する事を得などと、十余個条の暴令を下し、岩倉具視の如きは、明治八年の詔勅を以て下民上を罔するの路を開きた

るものなりとて痛く之を悔いたりという。

全国から当局の嚴重な取締りをくぐって、ひそかに大阪へ集った四〇余名の酒屋の中には、下伊那郡山本村の竹村大助も馳せ加わり、請願書に名をつらねた。こんにち、自民党は農村や都市中小工業者の中に基盤を持つといわれるが、そのそもその発端は、こうした酒屋会議の減税運動に加担するところからおこってきたのであり、爾来、府県会へ、或は国会へ、多くの酒造業者が登場するようになっていったのである。

### 明治初期の清酒醸造法と濁酒

島崎藤村が「千曲川いざよう波の岸近き、宿にのぼりて濁酒、濁れる飲みて、草枕しばし慰さむ」と詠んでいるが、明治時代には、よく濁酒がつくられ、飲まれて、下層大衆の生活には欠かせないものとなっていた。たとえば明治一年に、長野県がつぎのような書を大蔵省へ出したことによっても、その辺の消息がうかがえるのである。

酒類自飲製造の者取扱方伺

当県管下信濃国は山間僻地の村落等にて、免許これなき者ども防寒の

ため清酒濁酒ならびに、養蚕の季節、麦または酒粕類等を以て焼酎自飲

製造の者ども間々これあり候。右は酒類税則、同取扱方心得書を照準す

べきかどもこれなく候につき、一切他に販売せざる上は醸造高届出無し

に聞届けおき然るべく候や、この段御指揮相成りたく候。

明治十一年十二月四日

長野県令 檜崎寛直

大蔵卿大隈重信殿

明治三二年、清酒の自用醸造が全く禁止されるまで、清酒も濁酒も、他所へ売り出さないことを条件に自由造酒が許されていたので

ある。もちろん、醸造家の中にも濁酒をつくって売り捌くものがいた。しかし、本県においては、商売としての濁酒造りは他の府県よりも、早くに切上げられ、清酒専門にむかっていった。明治一三年の全国酒造統計を見ると、信州の濁酒製造高は僅か三石に過ぎず、最も多い千葉県の一万四千石、東京八千石、熊本や岩手の六千石、秋田、宮城、神奈川の四千石などにくらべると問題にならない少なさであり、日本一の最下位にいた。養蚕景気で現金収入が多かったため、農家も挙つて「酒屋の酒」を飲むようになったものである。

尤も、全面的に商売酒屋の濁酒造りがなくなってしまうわけではなく、年によって売行きの消長があり、三〇年頃には七十六石製造の記録もあつて、殊に、小県、南安、下高、下水、長野地方にはかなり晩くまで、濁酒造りの酒屋が残っていた。総じていうならば、この郷土の酒造家たちは、養蚕景気による清酒需要の急増に支えられて、早目に濁酒造りを切上げ、よりよい清酒造りの工夫へと拍車をかけられていたのである。彼らは、もはや年中仕込むような新酒造りさえも取りやめて、専ら寒造り一本に集注した。

明治一〇年、大蔵卿が長野地方の酒造家に対して、そこでの醸造方法を照会してきたとき、「ボダイ造りという新酒製法もあるそうだが、われわれは寒造り一本しかやっていない」と前提して、つぎの醸造法を回答している。

御尋ねにつき申上奉り候

(藤井文書)

一、玄米一石 元米糀米には上搗揚げ九斗 掛米には中搗揚げ九斗三升

あり候。また熱を冷す日数五六日より七日を限りとす。元成熟すれば是

を三尺七寸桶に移し、三度に掛米をすること左の通り。

清酒醸造方法

一、元米六斗 糀米三斗 水七斗二升

右を元一つと唱え、清酒一本造りの元是なり。半切桶に秋分頃は十二枚、寒中は八枚入れ、日数は寒暖により多少あり。その熟するに至りまゝとめて

をすること左の通り。

一、中 掛米二石五斗 糀米八斗 水二石五斗

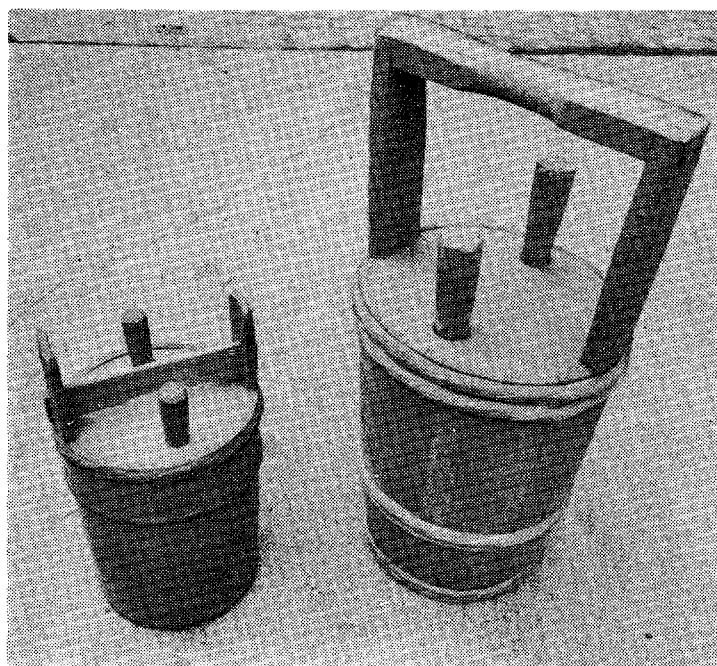
三尺桶に移し、ダキと唱え候樽に湯を詰め是を浸し幾度も挽回して、泡おの涌きと熟味を考えダキ樽を取出し、元の冷えるまで挽回し、是にて元成熟す。元成熟の日数は秋分節頃は僅か四五ケ日、初冬より寒氣進むに

この時三尺七寸桶二本に入れ、一昼夜の間熱の発するを見はからい樽を入れ、また大桶に移し掛米をすること左の通り。

一、仕舞 掛米三石六斗 糀米九斗 水三石八斗

したが日数多く、寒中に至れば二十日間或は三十日も過ぎて成熟に至る、但し、ダキ樽を入れて熱を付するも是また秋分の頃は僅か一日か一日半にて揚るも、寒中に至れば三四ケ日或は五六ケ日に至ることもこれ

右大桶に入れ熱の発し、泡の涌きとの度を見はからい樽を入れ、是にて諸味一本の醸造なる。



ダキ樽（岡谷市 林新一郎氏所蔵）

添掛をなして、一昼夜を過ぎて中掛をなし、二昼夜を過ぎて仕舞を掛ける。添掛より仕舞掛に至るまですべて四ヶ日にて掛け終り候事。仕舞をかけて八九ヶ日過ぎて絞り揚げ候事、これは新酒なり。寒造りは十五日より二十日過ぎて絞り揚げ仕り候事。

一、右諸味成熟の上汲み出し、袋に入れ船に積み入れ押を掛け、次第に掛石を増し絞り揚げ澄し桶に入れ、濁を沈め清を取ること三度にしまして、終に清酒を得るなり。

一、夏の気至れば清酒自ら涌き立つの気催し風味を失するにより、立夏より夏至の間折々風味と清濁を見はからい、火入れと唱え、清酒釜に入れ温度、その酒精力の強弱に応じ定まらず、且、夏より秋に至るまで

火入れの度数これまた酒の強弱に応じ定まらずといえども、大概四五度に至ることもあり、火入れして石数の減すること一度に百分の五と概算すといえども現に之を試し候事。薪と人夫と雑費を加えここに至るべきか。

一、醸造高一ヶ年凡三百石の見込にて造り込み、翌年新酒の季節までに売り払えば正中すといえども、求むる人に新を嫌い古を好むあれば、寒中より立春に至るまで古酒を有するも可なる、また前年米価高値にて本年下値なる年は早く売り払うも善しと。或は前年下値にて本年高値ならば、古酒の残るも善とす。唯酒の品劣に依て捌き兼ね残ることを憂えるなり。

○ 御尋ねにつき申上奉り候

一、新酒ボタイ造そのほか共に秋分の頃より造込み候分は、絞り揚げ清酒石数少く候趣御聞込み、如何の訳にて少く候やの旨御尋ね御座候お答え申上候。

新酒早造はボダイ或は水元と唱え、寒造仕り候法とは格別にて、生米を布袋に入れ水に浸し、折々米汁をもみ出し白米の濃薄を見はからい、布袋を引揚げ、この米を蒸し再び糲と合せ右の白水に入れ糲にて摺潰し、成熟の期を見はからい、ダキ樽を入れ元と成し候由に承り及び候えども、是まで私方にては右ボダイ水元造り仕らず候につき、聞取りのまま申上奉り候。且また寒造り同様枯元に仕立て候ても、炎暑去り兼ね候時節故日数保ち兼ね、たちまち成熟に至り候えば順序の通り掛米致し、これにて諸味一本の醸造成るも、暑暖の時節故頻りに糲を入れ熱を冷し、絞り揚げ候儀に御座候。右は全く気節早造り故酒の勢力弱く、温暖の時



務と心得候故、米糍の熟解を待たず絞り揚げ候故、清酒石数自ら少く候  
義に御座候

○

糍製方記

白米洗い方入念コシキに入れ蒸し揚げ、蕨に取り出し塊無く一粒別に  
相成り候様よくよくもみ別け、温冷その時の氣候に応じ、モヤシと唱え

数度揉み合せ、ハゼと唱え粒々白色に変じ候を度といたし、室蓋に盛り  
蓋をいたし棚に積み、熱の来るを考え一番仕事と唱え、中を少しくつろ  
げ蓋をいたして積みおき、また熱の来るを考え、二番仕事と唱え、少し  
くつろげ筋違いに積み、また熱の来るを考え、仕舞仕事と唱え、よくよ  
く撮合せ、メンドリ羽に積みあげ、十分花の生ずるを度とし室より取出  
し、熱をさまし冷して後、それぞれ分配、相用い候なり。